

# 大井田地区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、大井田地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(組 織)

第2条 本会は大井田地区の各行政区（14町内）ごとに構成された町内自主防災会と大井田地区に於ける振興会、福祉会、消防団等で構成された大井田地区防災対策本部（以下「防対本部」という。）で組織し、別添組織図の通りとする。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発。
- (2) 地震等に関する災害予防に資するための地域の災害危険箇所の把握。
- (3) 防災訓練の実施。
- (4) 地震等の発生における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等の応急対策。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会 員)

第5条 本会は大井田地区の全世帯をもって構成し、それぞれの世帯は、町内自主防災会の会員とする。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- 1 防災対策本部の役員は、次の通りとし、振興会正副会長、福祉会正副会長、消防団幹部及び地区惣代のうちから選出する。

本部長	1名
副本部長	若干名
支部長	若干名
副支部長	若干名

- 2 町内自主防災会の役員は次の通りとし、選出は各町内で行う。役員数、任期、他の役職等は、町内の実情により定めるものとする。

会 長	1名
班 長	若干名

(役員の責務)

第7条 本部長は、防災全般に指揮監督を行うほか、行政等他の団体や町内自主防災会からの情報収集や連絡・調整に努めるものとする。

- 2 副本部長、支部長、副支部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を行う。

- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。
- 4 班長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。又、各班活動の指揮監督を行う。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第9条 総会は、全役員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じ開催する。
- 3 総会は、防対本部長が召集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
  - (3) 事業計画に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他、総会で特に必要と認めた事。

(幹事会)

第10条 幹事会は、防対本部役員によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべき事。
  - (2) 総会により委任された事。
  - (3) その他幹事会が審議を必要とする案件。

(防災計画)

第11条 本会は地震等による被害の防止及び軽減を図るため防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
  - (2) 防災知識の普及に関する事。
  - (3) 災害危険箇所の把握に関する事。
  - (4) 防災訓練の実施に関する事。
  - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
  - (6) その他必要な事項。

(会 費)

第12条 本会の運営に要する経費は、大井田地区振興会の別途会計をもって充当する。

(その他)

第13条 この規約は、向後数年の本会の活動実態とその後の活動計画を勘案し、幹事会で審議し、総会で改廃する。

付 則 この規約は平成17年9月16日から実施する。

〃 平成19年4月1日、一部改正をする(第6条の2)。